

【参考】政令月収の求め方

次の手順で求めます。

- ① 収入の種類別(給与・事業・年金)に所得金額を計算します。
- ② 各自の総所得額を計算します。
- ③ 世帯の中の収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算します。
- ④ 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12ヶ月で割って政令月収額を計算します。

$$\text{政令月収} = (\text{A 所得金額} - \text{B 控除額}) \div 12$$

A 所得金額

(1) 給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与総収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。

給与総収入金額(源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
0 ~ 550,999 円	0 円
551,000 ~ 1,618,999 円	給与収入額-550,000 円
1,619,000 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ~ 1,799,999 円	端数整理※後の給与収入金額×0.6+100,000 円
1,800,000 ~ 3,599,999 円	端数整理※後の給与収入金額×0.7-80,000 円
3,600,000 ~ 6,599,999 円	端数整理※後の給与収入金額×0.8-440,000 円
6,600,000 ~ 8,499,999 円	給与収入金額×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円~	給与収入金額-1,950,000 円

※端数整理:給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000をかけます。

(2) 事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合は、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得等の総所得金額が対象となります。

(3) 公的年金受給者

課税対象の総年金収入額(2種類以上ある場合はすべて含む)をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。

受給者の年齢	総年金収入額(税込)	年金所得金額
65歳以上	0 ~ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 ~ 3,299,999 円	総年金収入額-1,100,000 円
	3,300,000 ~ 4,099,999 円	総年金収入額×0.75-275,000 円
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	総年金収入額×0.85-685,000 円
	7,700,000 ~ 9,999,999 円	総年金収入額×0.95-1,455,000 円
65歳未満	10,000,000 円~	総年金収入額-1,955,000 円
	0 ~ 600,000 円	0 円
	600,001 ~ 1,299,999 円	総年金収入額-600,000 円
	1,300,000 ~ 4,099,999 円	総年金収入額×0.75-275,000 円
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	総年金収入額×0.85-685,000 円
	7,700,000 ~ 9,999,999 円	総年金収入額×0.95-1,455,000 円
	10,000,000 円~	総年金収入額-1,955,000 円

B 控除額

控除の対象	控除額(1人につき)
給与所得等(入居者・同居者のうち、給与所得・公的年金所得のある者)	10万円(※1)
同一生計配偶者、扶養親族(入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族)	38万円
老人扶養親族(同一生計配偶者又は扶養親族の内、70歳以上の方)	10万円
特定扶養親族(扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方)	25万円
特別障害者(精神障害者保健福祉手帳の1級、身体障害者手帳の1級・2級、特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人等)	40万円
障害者(特別障害者以外の障害者の方)	27万円
寡婦・寡夫	27万円(※2)
ひとり親	35万円(※3)

※1 その者の給与所得等の金額が10万円未満の場合は当該金額。

※2 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10万円)を控除した残額が、27万円未満の場合は当該金額。

※3 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10万円)を控除した残額が、35万円未満の場合は当該金額。